

## 骨髄バンク事業で骨髄または末梢血幹細胞を提供した方へ助成金を交付します

### ○対象者 次の要件をすべて満たす方

- (1) バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄等の提供を完了し、当該提供を証明する書類の交付を受けている方
- (2) 骨髄等の提供時に市内に住所を有している方
- (3) 骨髄等の移植提供に関する他の助成金等の交付を受けていない方
- (4) ドナー休暇制度(骨髄等を提供するに当たり検査、入院等に要する相当の期間を有給の特別休暇として認める制度)を設けている企業、団体等に属していない方

### ○交付金額

骨髄等の提供に係る通院または入院の日数×2万円

※1回の骨髄等の提供につき14万円を限度に助成します。

※ただし、骨髄等の採取またはこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院等は除きます。

### ○対象となる通院または入院

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) その他骨髄等の提供に関し市長が必要と認める通院等

### ○申請方法

必要書類等についてご案内しますので、事前に健康推進課にご連絡ください。

**問** **かがやき** 健康推進課健康推進G ☎54-7121 FAX 54-7123

## 国民健康保険被保険者証および後期高齢者医療被保険者証の郵送方法

現在ご使用中の国民健康保険被保険者証および後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、令和4年7月31日です。

新しい被保険者証は、7月中旬に普通郵便で郵送しますが、簡易書留での郵送をご希望の場合は、令和4年6月30日(木)までにお電話でご連絡ください。

※国民健康保険被保険者証は、同一世帯の加入者全員分をまとめて世帯主宛に郵送します。同一世帯の加入者ごとに異なる郵送方法にすることはできませんので、ご了承ください。

**問** **本庁** (国民健康保険) 医療保険課国保G ☎52-1111 内線165  
(後期高齢者医療) 医療保険課医療・年金G ☎52-1111 内線163

## 児童手当現況届の提出が不要となります

児童手当を受けている方に、毎年6月「現況届」の提出をお願いしていましたが、令和4年度からは一部の方を除き提出が不要となります。

詳細については6月上旬に市ホームページや通知等でお知らせします。

また6月期(2月～5月分)の児童手当は、6月15日(水)に指定の口座へ振り込みますのでご確認ください。

※令和3年度分の現況届を提出していない方については、提出が必要となります。

※一部の方については引き続き現況届の提出が必要となります。

詳細については、お問い合わせください。

**問** **本庁** こども課こどもG ☎52-1111 内線138